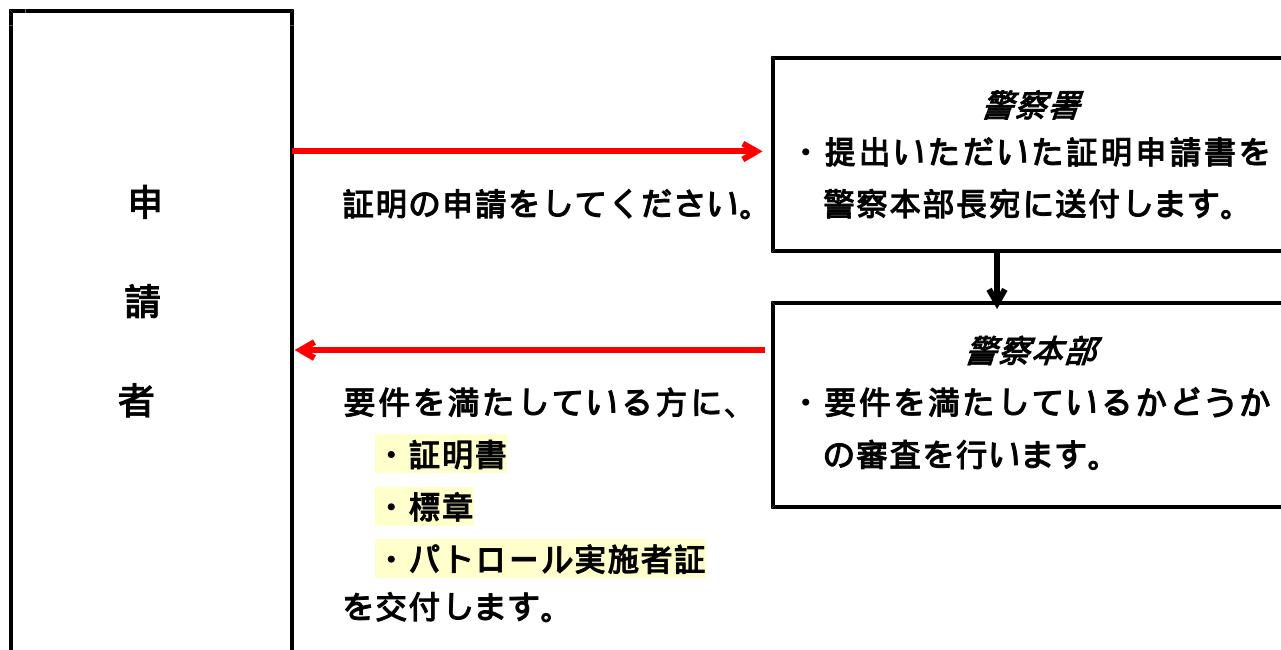


青色回転灯申請手続の概要



青色回転灯を装着してパトロールができます。

ただし

地方運輸局等において下記の手続きを行ってください。

自動車検査証への記入が必要です。

- ・道路運送車両法施行規則で警察の証明書があるものについては、15日以内に自動車検査証にすることと規定されています。
- ・自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に申請してください。

青色回転灯を使用していただくには、各種の条件が必要になります。

詳しくは、警察本部生活安全企画課地域安全係（代表 059-222-0110）、または各警察署生活安全課にお問い合わせください。